

第6章 届出審査要領・審査項目

第1節 総論

1 基準の特例（条例第51条の2）

本条の規定は、複雑・多様な使用形態を有するキャバレー等（条例第50条に規定するキャバレー等をいう。）、飲食店又は百貨店等の客席又は補助避難通路について避難安全上支障ないことが確かめられた場合は、客席又は補助避難通路に係る仕様の・類型的な基準（条例第50条又は同第51条の基準をいう。）によらないことができることとしたものである。ただし、百貨店等の主要避難通路の幅員については、本条の規定は適用できないため注意が必要である。

2 不特定の者が出入りする店舗等の避難の管理（条例第53条の3）

本条の規定は、防火対象物の避難施設の配置等の状況を把握していない者が出入りする店舗等が存する階の関係者に対し、当該防火対象物に存する者（以下「在館者」という。）が避難するのに必要な時間を、内部の間仕切りの状況等を考慮して算定するとともに、この結果を活用して避難訓練、避難施設の管理を行うように努めるよう義務付けるものである。

3 一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合の準用（条例第55条）

本条の規定は、防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等の避難管理に関する規定が準用される旨を規定したものである。

4 防火対象物の工事等計画の届出等（条例第56条）

本条の規定は、政令別表第1各項（19項及び20項を除く。）に掲げる防火対象物において、建基法の規定に基づく確認の申請又は計画の通知をしない建築、修繕、模様替え、用途変更等に係る工事等を行おうとする者に対し、当該工事等の計画段階において、その内容を事前に消防署長に届出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防署長が、届出の内容を審査することにより、防火対象物を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

5 防火対象物の使用開始の届出等（条例第56条の2）

本条の規定は、政令別表第1各項（19項及び20項を除く。）に掲げる防火対象物又はその部分を使用しようとする者に対し、その内容を事前に消防署長に届出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防署長の検査を義務付けることにより、当該防火対象物又はその部分を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

6 一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合の届出等（条例第56条の3）

本条の規定は、防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者に対し、その内容を事前に消防署長に届出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防署長の審査及び検査を義務付けることにより、当該防火対象物又はその部分を一時的に使用する場合の防火、避難及び消防活動上の安全を確保しようとするものである。

7 火気設備等の設置の届出等（条例第57条）

本条の規定は、火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備（以下「火気設備等」という。）のうち本条第1項各号に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）に対し、火気設備等を設置する場合及び設置後に変更する場合には、あらかじめ届け出ることとし、

これらの審査を受けること並びに工事が完了し使用開始前に検査を受けることにより、火気設備等の位置、構造、管理の適正化を図るための制度を規定したものである。

8 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置計画の届出等（条例第58条の2）

本条の規定は、政令別表第1各項（(19)項及び(20)項を除く。）に掲げる防火対象物のうち政令第10条第1項各号若しくは第21条第1項第3号及び第7号に掲げる防火対象物（政令第10条第1項第5号に掲げる部分を有する防火対象物を含む。）又はその部分（以下「指定防火対象物等」という。）において、甲種消防設備士の業務独占の対象とならない本条第1項各号に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しようとする者に対し、当該工事の計画段階において、その内容を事前に消防署長に届出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防署長が、届出の内容を審査することにより、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

9 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出等（条例第58条の3）

本条の規定は、指定防火対象物等の関係者に対し、消防用設備等又は特殊消防用設備等（法第17条の3の2の規定により届け出て、検査を受けなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等を除く。）を設置したときに、その内容を消防署長に届出することを義務付けるとともに、当該届出を受理した消防署長の検査を義務付けることにより、指定防火対象物等に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等を使用開始する当初から適法な状態を確保しようとするものである。

本章は、条例及び条則に基づく届出の審査要領、審査項目を示すものである。